

22:市川三郷町 (三珠町) 01:第1簡水 水源の種類:深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検査項目名	検査日	結果	状態	水質基準
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	18/06/12	1.40	1/10 OVER	10mg/L以下
フッ素及びその化合物	18/06/12	0.09	1/10 OVER	0.8mg/L以下
マンガン及びその化合物	18/09/04	0.049	1/2 OVER	0.05mg/L以下
カルシウム・マグネシウム等（硬度）	17/06/07	100	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	17/06/07	180	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検 査 項 目 名	浄水全 項目 (年 に1回)	2015	2016	2017	2018	今年度 検査回 数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※3
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	1	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	※1
10	シアン化合物(水)及び塩化シアン	○	○	○	○	○	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※3
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	1	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	1	※3
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	1	
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	1	
21	塩素酸	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	4	
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○	○	○	○	○	4	
26	臭素酸	○	○	○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○	○	○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
35	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※2
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
39	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	○	○	○	○	○	1	※4
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	※3
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※4
42	ジェオスミン	○	○	○	○	○	1	※5
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	1	※3
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	
45	フェノール類	○	○	○	○	○	1	
46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○	○	○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	クリプトスポリウム指標菌 大腸菌・定量						0	レベル1のため
55	クリプトスポリウム指標菌 嫌気性菌・定量						0	
56	クリプトスポリウム等						0	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能3項目検査						2	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1 過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回

※2 過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回

※3 過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回だが安全性確認のため年に1回検査する

※4 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案した結果省略可能だが、安全性確認のため年に1回検査する

※5 基準値の10分の1の測定を行っていないため安全性確認として年に1回検査する

[illegible]